

## 平成 31 年度京都府立図書館連絡協力車運行業務委託仕様書

### 1 業務名

平成 31 年度京都府立図書館連絡協力車運行業務委託  
(図書等運搬委託業務の単価契約)

### 2 契約期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

### 3 履行場所

京都府立図書館(以下「府立図書館」という。)を起点に府内市町村公共図書館等(以下「巡回先」という。)を巡回

### 4 巡回コース及び巡回回数

別紙「平成 31 年度連絡協力車コース別巡回先一覧」のとおり、府内の巡回先を 8 コースに分け、毎週巡回する。

原則として、毎週火～金曜日に 2 台体制で 2 コース運行する。ただし、祝日、祝日の翌日の火曜日及び年末年始(12 月 28 日～1 月 4 日)は運行しない。

### 5 運搬品目

図書類及び資料等(以下「図書等」という。)を積載したコンテナ及び段ボール箱

### 6 使用車両

1 トン以上積載可能な貨物用車両(屋根なし及び幌は不可)

### 7 業務内容

府立図書館が指示する図書等を、府立図書館と巡回先との相互間において、次に定めるところにより搬入及び搬出を行うこと。

#### (1) 運行指示

ア 府立図書館は、契約後、年間巡回予定表(運行計画)を受託者に提示する。

ただし、巡回日及び巡回コースを変更並びに巡回先を変更又は追加する場合がある。

また、当日の天候状況等により運行を中止する場合がある。

なお、運行を中止した場合の経費は支払わない。ただし、府立図書館と協議の上、別の日に業務を完了した場合は、経費を支払う。

イ 車両は貸し切りとし、府立図書館が指示する図書等以外の物を載せないこと。

ウ (2) のエに指定する時間内に府立図書館に帰館できるよう、必要に応じて自動車専用道路を使用すること。

なお、これに要する経費については、受託者が負担するものとする。

#### (2) 搬入及び搬出等

- ア 巡回日当日の午前8時から、府立図書館1階の市町村支援作業室内にある当日搬送分の図書等の荷積み（巡回先別のコンテナに入れ、コンテナを車両に積む作業）を行うこと。荷積みの際は、袋又は帳票に記載されている宛先を充分確認すること。
- イ 荷積みを完了後に運行を開始すること。  
なお、詳細な巡回先（別紙巡回先一覧の△で示す巡回先への立ち寄りの必要性の有無等）は当日「連絡協力車運搬数報告書」により指示する。
- ウ 同一コース内において図書等の移動がある場合、巡回先で図書等及び「コース内移動表」を受け取り、同表で指示された他の巡回先コンテナに図書等の仕分けを行うこと。
- エ 各コースとも午後4時までに、府立図書館へ帰館すること。  
状況により帰館が午後4時以降になる場合は、府立図書館へ連絡すること。
- オ 帰館後は、市町村支援作業室内の各巡回先の棚及びブックトラックに、持ち帰った図書等の仕分け作業を行うこと。
- カ 当日の作業終了後、周辺道路状況等を府立図書館職員に口頭で報告し、併せて、「連絡協力車運搬数報告書」に必要事項を記入し、府立図書館職員の確認を受けること。
- キ 府立図書館及び各巡回先での搬入・搬出に係る作業の詳細及び留意事項については、別途指示する。

### (3) 誤搬入・誤搬出

搬入出の誤りが判明したときは、府立図書館へ連絡し、指示を受け、速やかに誤りを回復するものとする。

## 8 損害賠償責任

受託者は、車両の運行に当たっては、法令を遵守し、特に運行前日の運転者の勤務に適切な配慮をするなど、安全な運行に努めること。万一運行する車両が受託者の責による事故等により府立図書館職員及び第三者に損害を与えたときは、全て受託者の負担により賠償等の責を負うものとする。

なお、業務中に生じた図書等の紛失・汚損等についても、同様に受託者の負担により賠償すること。

おって、受託者の負担により次の保険に加入の上、契約締結後運行業務開始日までに保険証券の写しを府立図書館契約担当者に提出すること。

### (1) 自動車保険

- ア 対人賠償保険  
無制限
- イ 対物賠償保険  
無制限

### (2) 運送保険

100万円以上

## 9 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項について疑義が生じた場合は、双方協議の上、対応するものとする。